

公益社団法人 日本食品科学工学会 産官学交流委員会規程

公益社団法人日本食品科学工学会細則第13条及び第14条の規定に基づき、産官学交流委員会規程を次のとおり定める。

(委員会の構成)

第1条 本委員会は、会長から委嘱された20名以内の委員をもって構成する。

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第3条 委員の互選により、委員長1名と、副委員長1名を選任する。

第4条 補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の任務)

第5条 委員長は、会議を招集し、主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその任務を代行する。

(委員会の所掌事項)

第6条 本委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 産官学交流のための研究開発事業に関する事項
- (2) 産官学交流のための相互交流事業に関する事項
- (3) その他、理事会から付託された事項

(委員会の開催)

第7条 委員会は原則として年2回開催する。

その他、必要があるときは、委員長が招集することができる。

第8条 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立し、多数決によって議決する。

(附 則)

第9条 この規程に定められていない本委員会の運営に係わる事項は、その都度、委員会で決定する。

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

第11条 この規程は、平成25年3月1日から施行する。